

中学校社会科における体験的な活動を通じた授業の構想と展開

— 中学校第3学年「憲法草案の選択と国の成立」の場合 —

長尾 亮太*, 遠藤 雅大*, 鈴木 貴丸*, 虎尾 洋佑*
長瀬 多絵*, 平野 裕大*, 松尾 達也*, 楊 昭冬*
井上 奈穂**, 麻生 多聞**, 青葉 暢子**, 原田 昌博**

(キーワード: 社会科, 憲法, 主権者教育, 模擬投票)

I. はじめに

「社会科・地理歴史科・公民科の内容の見直し（中央教育審議会答申, 2017）」では「社会科の改訂の基本的な考え方」の1つとして、「主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養やよりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度の育成」が挙げられている。また、「学習指導の改善充実等」では、「教科の内容に関係する専門家や関係諸機関等との円滑な連携・協働を図り、社会との関わりを意識して課題を追究したり解決したりする活動を充実させること」が示されている。では、主権者としての態度の育成につながる外部機関との連携の在り方としてどのようなものが考えられるだろうか。

小学校における概念の習得・活用を目指す授業・教材開発については、井上らの一連の研究が挙げられる（井上ほか; 2012, 2013, 2014, 2015; 益井ほか, 2016; 小川ほか, 2017; 原ほか, 2018）。これらの研究では、体験的な場面を通じた学習が概念の習得・活用に効果的であることが示された。本研究では、小学校におけるこれらの成果を中学校の授業に活用し、体験的な場面として、外部機関との連携による現実の場面に近い実践的・具体的な選択判断の場を学習活動の中に設定することにより、主権者として主体的に解決しようとする態度の育成につながる授業開発を目指した。

平成28年度の「教育実践フィールド研究」は、以上の課題を踏まえ鳴門教育大学附属中学校にご協力頂き、「中学校社会科における体験的な活動を通じた授業の構想と展開」をテーマとした授業開発・実践を同校の3年で行った。（井上 奈穂）

II. 授業開発の過程

授業開発では、選択判断のための場づくり、学習活動づくり、体験の場づくり、振り返りの場づくりを意識して行った。以下、それぞれについて説明していこう。

1. 選択判断のための場づくり

本授業では、外部機関との連携の形として、選挙管理委員会による模擬投票を計画しており、この模擬投票を社会科の授業にどのように組み込むのが課題であった。この模擬投票では、実際の選挙で用いる用紙や投票箱などを使用して行うため、生徒たちの選挙・政治に対する意識が刺激されることが予想された。よって、より具体的・実践的な場面設定とはなるが、実在する特定の国を取り扱うことや実在した憲法草案をそのまま用いることは、生徒の政治的思想に影響を与えかねない。そのため、仮想の国を舞台とする架空の憲法草案を教材として開発し、それを巡る討論会¹⁾を踏まえた選挙という「選択判断のための場面」を設定した。

次に、判断させる「憲法」の教材化についてである。憲法草案は、生徒が自力で「憲法が国に与える影響」について考えることができるよう、憲法草案同士の比較が行いやすい形式にすることを意識し、4つの視点を基にして作成した。我々が視点としたのは「主権」「人権保障」「統治機構」「政府の役割」の4つである。以下が4つの視点を整理したものである。

以上の4つの視点を中心に憲法草案を作成することで、それぞれの憲法草案が抱える問題点について、生徒たちが進んで議論を行えるよう意識した。これにより、憲法についての深い議論を行った上で、個々の価値観に基づいて憲法草案を選択が可能となろう。

*鳴門教育大学大学院 社会系コース

**鳴門教育大学 高度学校教育実践専攻（教科系）

表 1. 比較のための4つの視点

<p>【主権】 主権という視点を用いたのは、それが国家を構成する上で重要なものだからである。その重要な主権が誰にあるのかということを議論させるために、国王主権や国民主権など、異なる主権のあり方を草案に盛り込んだ。これによって、主権に対する生徒たちの価値観を引き出すことが可能になった。</p>	<p>【人権保障】 人権保障という視点を用いたのは、憲法が「個人の権利を守るために国家権力を縛る」ものであることを意識させるために必要だったからである。国王主権を設定した草案では自然権を否定するなど、草案ごとに人権保障に差を生み出し、比較させやすくした。</p>
<p>【統治機構】 統治機構という視点を用いたのは、政治制度の違いによって国の姿が大きく変わるということを理解させるためである。生徒たちが比較しやすいように、憲法草案ごとに異なる政治制度を採用した。「誰が選挙に参加し、政治がどう進むのか」を踏まえることで憲法草案選びがより真剣なものになると考え、選挙権についても明記している。</p>	<p>【政府の役割】 政府の役割という視点を用いたのは、政府が何を目的に政策を行うのかという点を意識させるためである。例えば、小さな政府を掲げている場合、「社会的弱者への救済が無くなる」ということが分かる。これによって、憲法草案の選択次第で社会的に不利になる人が居ることに気付かせるようにした。</p>

これらの視点に加え、憲法草案作成に当たり、「大日本帝国憲法」、「アメリカ合衆国憲法」、「ソビエト社会主義共和国連邦憲法」、「フランス共和国憲法」を参考とした。例えば、「立憲王政党憲法草案」のモデルとなった「大日本帝国憲法」では社会権について明確に規定していなかった。しかし、「立憲王政党憲法草案」には、他の憲法草案やモデルとなった憲法との差異を生み出すために、社会権を盛り込んでいる。このように、実在する憲法をそのまま用いるのではなく、生徒たちが比較・考察しやすいように調整を行って作成した独自の憲法草案が本授業の大きな核となった。(松尾 達也)

2. 学習活動づくり

直感での判断ではなく、憲法草案を分析することを通して、憲法の見方が立場によって異なることを理解させるよう、3つの手立てを持って学習活動を構成した。

1つ目は、投票の前に、「憲法草案」について各自に調

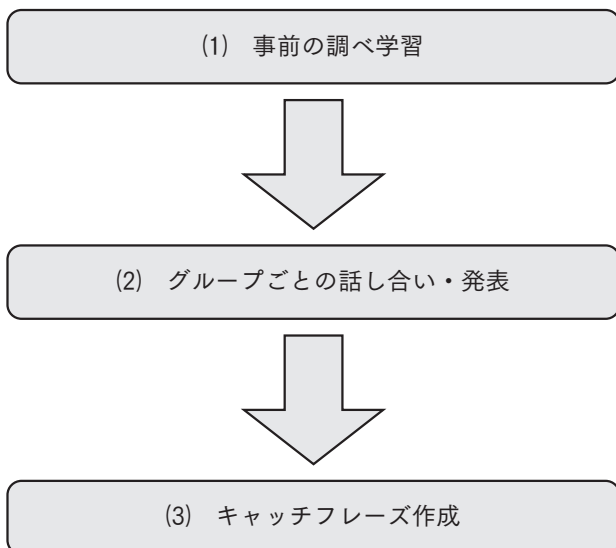


図 学習活動の構成

べさせることである。討論会で、架空の国の設定、憲法草案の概要を把握させた上で、宿題として「憲法草案」についての事前の検討を課す。それぞれの憲法草案が採択されることによって①誰が得／損するのか、②その理由を考えさせた。2つ目は、この宿題の結果を踏まえた上で、グループごとの話し合い・発表の時間を設定することである。宿題を基に、憲法草案は誰にとって得(損)であるかをグループで画用紙にまとめさせ、損／得に加え、そのような状況になるであろうと考える理由を書きだすように指示する。この活動では、発表、司会、書記というように役割を決めることで円滑な話し合い活動となるよう、指示する。3つ目は、生徒との損／得やその理由についてやりとりを通して、憲法草案にふさわしい「キャッチフレーズ」を考察させることである。

これにより、「損」に着目したとき、「得」に着目したときでは、同じ憲法草案でも、キャッチフレーズが異なることに着目させる。

キャッチフレーズの考察に当たっては、得することを担当した班は「〇〇が〇〇できる〇〇な国」、損することを担当した班は「〇〇が〇〇する恐れのある〇〇な国」というような型でキャッチフレーズを作るように指示する。その後は、各班にそのキャッチフレーズを選んだ理由やそれに使われた単語はどこから抜き出したのかなどを発表させる。最後に、同じ憲法草案を基にしても、全く異なるキャッチフレーズが作られているということから、「立場が異なれば、憲法の見方が変わる」ということを導き出し、まとめとして提示する。(平野 裕大)

3. 体験の場づくり

徳島県選挙管理委員会にご協力いただくことで、具体的・実践的な体験の場の設定が可能となった。模擬投票は、これまでの内容をふまえて、生徒が自ら憲法を選択する場面で進行。

模擬投票は、クラスごとに行い、教室から特別教室へ移動させ、投票に現実味を持たせることにした。模擬投票自体は各クラス、10分程度で終了することが予想されたため、特別教室から教室に移動した後の時間を有効活用し、憲法草案の選択とその理由を記述させる作業を行う。合わせて、4つの憲法草案の順位付けとその理由を記述させる作業を追加した。

教室移動の順番、教室の配置の関係上、1組、4組の待機時間が最も長く、以上の作業のみでは時間を有効に使えない可能性があったため、生徒の様子を見ながら、課題を追加（憲法草案の条文を修正させる作業など）し、1時間が有意義なものとなるよう工夫する。

これらの作業を通して、前時の理解度と、前時で得た知識を活用してどのように思考・判断したかを授業者が把握することが可能となる。（鈴木 貴丸）

4. 振り返りの場づくり

憲法草案の検討、模擬投票を通して、生徒は憲法草案の内容や立場による見方の違いを理解することができた。最後は、これまでの学習と模擬投票の総まとめとして架空の憲法草案の内容を振り返りつつ、憲法と国の関係について考えさせることを目的としている。目的の達成のために、本時では3つの手立てを用意した。

1つ目は、模擬投票で1位となった国民共生党（以下、共生党）の憲法草案が内包している問題点について考える作業である。漠然と考えさせるのではなく、条文の中から問題のある箇所を見つけさせ、それによって起こり得る問題について考えさせる。同じ言葉であっても様々な可能性を内包しているということに気付かせるのがこの作業の目的である。

2つ目の手立ては、共生党の憲法草案のモデルとなった「フランス憲法前文」と「日本国憲法」を比較し、相違点及び共通点について資料から読み取らせる活動である。この活動では、観点を生存権と教育を受ける権利に絞り、権利を保障される人は誰かということに注目させる。このように、現実の国とこれまでの学習を結び付けることで、より身近な問題として学習内容を認識させることを目指す。

3つ目の手立ては、日本国憲法と大日本帝国憲法の比較である。「主権を持つ天皇」と「国の象徴としての天皇」、「治安維持法による逮捕」と「言論の自由によるデモ」といった対照的な写真を提示し、同じ国であるのに、なぜ写真に見られるような違いが起きたのかを考えさせる。写真による対比を行うことで学習内容がより具体的になり、生徒の思考を助けるとともに興味・関心を引きだす効果も期待できる。

4時間目は以上の3つの活動を通して憲法と国の関係について考えさせ、これまでの学習を振り返ることと共

に、「憲法によって国の構造が決定づけられている」ということを理解させることを目的とした。（長瀬 多絵）

III. 小単元「憲法草案の選択と国の成立」

1. 単元の概要

本単元「憲法草案の選択と国の成立」は、全4時間で構成される。平成20年度版中学校学習指導要領では、社会科公民的分野の内容(3)ア「人間の尊重と日本国憲法の基本的原則」に位置し、憲法の学習のまとめの部分にあたる。

これまで生徒は、人権の尊重と日本国憲法の基本的原則の学習を通して、日本国憲法の原則や日本国憲法の人権保障について学習している。

本単元では、我々が提示する4つの憲法草案について考察させ、生徒が最も望ましいと考える憲法草案を選択させる。この学習活動を通して「憲法は国の構造を決定するもの」という憲法の概念について理解することができるようにする。

2. 単元の構想

○単元名 「憲法の選択と国の成立」（全4時間）

○日 時 平成29年12月8日～15日

○対 象 鳴門教育大学附属中学校3年

○単元目標

- ・憲法は国の構造を規定するものという憲法の概念について理解することができる。（知識・理解）
- ・望ましい憲法草案を判断することができる。（思考・判断・表現）

○授業計画

[第1次の目標]

マシケート国の国民として望ましい憲法草案を判断することができる。

[第1次の展開]

生徒の活動	教師の支援
1. 本単元では、「マシケート国の国民」として、政策判断を行うことを把握する。	・架空の「マシケート国」を例示し、授業についての興味・関心を持たせる。
2. 「マシケート国」の概要を理解する。 ・人口、面積、規模 ・直面している問題 ・歴史 など	・仮定の国であるマシケート国の国民として授業に参加させるため、独立した経緯や実態を説明する。
3. 政見放送の映像を見て、各憲法草案や政党の意図を理解する。	・各政党の政見放送の映像を見ることで、各憲法草案を比較させる。4つの視点ごとに解説を加え、生徒の質疑に答える時間を設ける。

4. マシコート国の国民として望ましい憲法草案を判断する。	・政見放送の映像を踏まえ、望ましい憲法草案を判断させる。
-------------------------------	------------------------------

[第2次の目標]

憲法草案の得や損、キャッチフレーズを考えることで、立場によって憲法草案の見方が異なることを理解する。

[第2次の展開]

生徒の活動	教師の支援
1. 前時の復習をする。	・マシコート国の様子と4つの憲法草案の内容について振り返る。
2. 4つの憲法草案について、誰にとって得／損なのかを、班で話し合っ発表する。	・班に分かれ、憲法草案の得／損について考えさせる。
3. 4つの憲法草案の目指している社会についてのキャッチフレーズを考え、発表する。 例1：労働者が生き生きできる労働者ファーストの国 など	・得／損することの立場を踏まえた憲法草案のキャッチフレーズを考えさせる。 その際、「〇〇が〇〇できる〇〇な国」、「〇〇が〇〇する恐れのある〇〇な国」など形式を踏まえるよう指示する。
4. 本時のまとめをする。 ・同じ憲法草案でも、立場によって憲法の見方が異なるなど	・3. の活動を踏まえ、キャッチフレーズの違いから、立場によって憲法の解釈が異なることを理解することができるようにする。

[第3次の目標]

マシコート国にとって望ましい憲法草案について判断し、その根拠を説明することができる。

[第3次の展開]

生徒の活動	教師の支援
1. 教室を移動し、模擬授業を行うことを把握する。	・教室移動、投票を行う際の注意事項を伝える。
2. 模擬投票を行う。 * 模擬授業は特別教室で行う。 * 振り返りは教室で行う。	・投票が円滑に進むように指導する。①受付, ②投票用紙に記入, ③投票という流れができるように特別教室を準備する。 ・特定の憲法草案を支持した理由を記述させる。
3. 投票した理由をワークシートに記入する。	・特定の憲法草案を支持した理由を記入させる。また、憲法草案の問題点とその修正文を記述させる。

[第4次の目標]

憲法と国家の構造との関係に着目し、憲法は国の構造を規定するものであることを理解することができる。

[第4次の展開]

生徒の活動	教師の支援
1. 投票結果を確認する。	・模擬授業の様子を振り返り、興味関心を持たせる。
2. 共生党の憲法草案が内包する問題点について考える。	・共生党の憲法草案が採用された場合の国の様子を説明する。 ・憲法の条文が保障する権利と権利の享有主体について比較させる。
3. フランス国憲法と日本国憲法, 大日本国憲法を比較して、相違点と共通点を考える。	・大日本帝国憲法のもつ問題点について歴史的背景を踏まえ、説明する。その際、憲法と国家の関係に着目するように指示する。
4. 憲法と国家の構造の関係について自分の考えをまとめる。	・これまでの内容を踏まえ、憲法は国の構造を規定する役割を持つことを理解させる。

(長尾 亮太)

3. 授業の実際

(1) 授業の流れ

① 第1次

初めに、4回にわたって行われる授業の流れについてスライドで紹介した。本時で使用する冊子は時間短縮のため、担任の先生方に協力していただき、教室で事前に配布した。

次に、架空の国であるマシコート国の人口や社会構造を紹介し、憲法草案を選択するための下準備を行った。授業ではスライドを使って概要についての説明を行ったが、ここで見せた情報は自宅学習をする際にも必要となるため、配布した冊子の表紙にも同じ図を印刷した。このことによって、生徒たちはこれまでに学習してきた知識とマシコート国の概要を照らし合わせ、どのような憲法草案が望ましいか、どのような憲法草案が妥当かについて深く考えることができていた。

そして、政見放送として、事前に撮影したビデオを上映し、教師が視点ごとに簡単な解説を挟むという形式を取った。ビデオには各政党の党首に扮した4人のF研究メンバーと司会者が登場し、憲法草案の紹介が行われた。表情や動作にも工夫を凝らし、生徒を引き付けることに成功していた。質疑応答の時間は大いに盛り上がり、鋭い質問が飛び交っていた。

最後に、政見放送や質疑応答を基に憲法草案を選択させ、理由を記述させた。質疑応答で時間が押していたた

め、十分な記述時間を確保できなかったことが反省点である。(楊 昭冬)



映像教材。模擬政見放送の様子



写真1. 1時間目の授業の様子

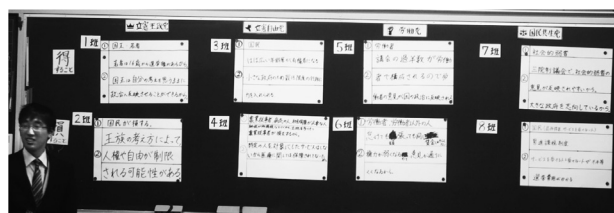
② 第2次

まず、生徒の質疑に答える時間を設けた。前時のワークシートを回収した際に、王国の設定に対して多くの質疑があったためである。その結果、ある組では質問に対する解答に対して、さらに質問をする生徒がいたことから、前時の政見放送に対して興味・関心を示していることが分かり、それぞれの政党の憲法草案を政見放送で伝えることが有効であると感じられた。

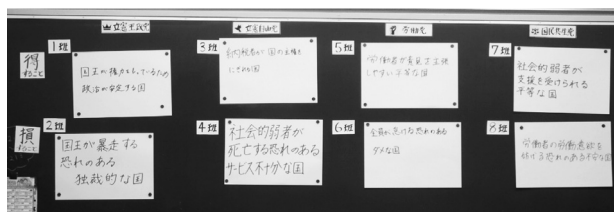
次に、それぞれの憲法草案の得／損することを班でまとめる活動を行った。これは、生徒が宿題に取り組んでいた課題であり、生徒がどの程度宿題に取り組んでいるか、また前時の政見放送の内容をどこまで理解しているかが、活動の質を決めるものである。ほぼすべての生徒は宿題に取り組んでおり、グループ活動も活発に行われていた。特にグループの中での役割を決めたことは効果的であり、教師側からの指示がなくとも生徒間で主体的に活動できていた。発表の際には、こちらの予想を大きく超えて多様な意見が出ており、深い学びになっていたと感じた。

そして、キャッチフレーズを作り出す活動を行った。先ほどのグループ活動でまとめた内容をうまく活用しながら、キャッチフレーズを作成していた班があった。

最後のまとめでは、政党ごとにキャッチフレーズが違うこと(授業では「横の違い」と表現)はもちろん、同じ政党でも「得すること」・「損すること」それぞれの立場によって、キャッチフレーズは変わっていく(授業では「縦の違い」と表現)ことを説明したうえで、「憲法は立場によって見方が変わる」という文言をまとめにおいた。まとめには本時の授業で感じ取ってほしいことはもちろん、3時間目、4時間目で学習する内容との関連を考えて設定した。(遠藤 雅大)



板書1. 憲法草案の損得をまとめたもの



板書2. 生徒の示したキャッチフレーズ

③ 第3次

まず、各クラスでこれから模擬投票を行うことを説明した。クラスごとに投票を行うため、待ち時間の長いクラスの場合は先にワークシートを記入するなど、何もしない時間を作らず、時間を有効的に使うことを心がけた。その結果、模擬投票を行う教室までの移動などスムーズに行うことができた。



写真2. 投票の様子①



写真3. 投票の様子②

模擬投票では、最初に投票を行う1組に投票箱の中が空であることを確認してもらうという、実際の選挙に近い形で模擬投票を行うことに努めた。また、投票用紙の特徴（破れにくい・折っても元通りになる）について、生徒に投票用紙を触らせるなどの体験をさせて学習させることができた。問題点としては、投票用紙の記入の仕方を教えていなかったために、政党名（略称）を書けばいいのか候補者名を書けばいいのか分からず、投票台のところで相談し合っている生徒がいたことである。クラス、そして、投票会場での説明を明確にしておけば、このような事態に陥ることはなかっただろう。

投票後に記入するワークシートにおいて、共生党の憲法草案が良いと解答している生徒が多かった。「共生党の何を重視したのか」という質問に対して、一部の生徒は明確に書いていたが、大半の生徒は抽象的な記述で終わっている傾向にあった。しかし、「憲法草案をランク付けしよう」では、共生党以外の憲法草案の悪い部分を列挙し、具体的にここが良くないということを示したうえで、消去法で共生党を選択するという生徒が多かった。ランク付けの場面で、「なぜその憲法草案を選んだのか」を論理的に記述することができていたといえる。

(遠藤 雅大)

④ 第4次

まず、模擬投票の結果の開示及び投票を行う上での留意点の説明を行った。投票を行う上での留意点とは、今回の模擬投票において、「白紙投票」・「政党名の誤り」などの無効票があったため、実際の投票ではこのような行為を行わないように注意した点である。また、生徒に模擬投票を行った感想を尋ねたところ、「初めて模擬投票を行ったが、良い経験となった」と発言する生徒がおり、選挙管理委員会の方を招いて模擬投票を行うことには意義があったといえる。

次に、共生党案のモデルとなったフランスの憲法（前文）と日本国憲法の比較を行った。なお、比較させた項目は、「生存権」と「教育を受ける権利」である。おそらく、生徒は日本国憲法と他国の憲法を比較するという学習活動は初めてのことであり、憲法を比較することにより同じ権利を記した条文であっても、国ごとに条文の書きぶりが違うということを実感できたのではないだろうか。さらに、条文を比較させた後にフランスの実態（出生率が高いなど）を示したことで、憲法が国の構造を決定しているという本時の目標を生徒に理解させることができた。

そして、大日本帝国憲法と日本国憲法の比較を行った。なお、比較させた項目は、「天皇の地位」と「表現の自由」である。比較させる目的は、同一国の憲法を、時間を軸として比較（縦の比較）させることにより、憲法の

持つ性質についてさらに追及させるということであった。本活動を行うことにより、憲法が違えば国の様子も大きく異なるということを生徒に実感させることができた。

最後に、生徒にワークシート（Q4：なぜ同じ国なのに状況が違うのだろう）の回答を記述させて、本時のまとめにつなげた。しかし、机間巡視の際に、「社会情勢が違うから国の様子が異なる」と記述していた生徒も多いたために、ワークシート（Q4）の質問文に、「憲法と国の関係から考えよう」という記述を追加しておけばよかったと考えられる。一方、本時のまとめである「憲法は国の構造を決定するものである」ということ自体については、本時の学習活動から導き出すことができた。

(虎尾 洋佑)



写真4. 4時間目の授業の様子

(2) 授業実践の評価

① 到達度の分析

授業を受けた生徒128人は、どれくらいねらいとする到達度に達しただろうか。4時間目の終わりに、「4時間目の授業を通して、憲法と国の関係について考えたことを書こう。」という問いをワークシートに設け、記入させた。どのような回答をしたか分析し、学習の到達度の確認を行った。授業を受けた生徒128人の学習の到達度をルーブリックによって分析し、グラフにした（図）。

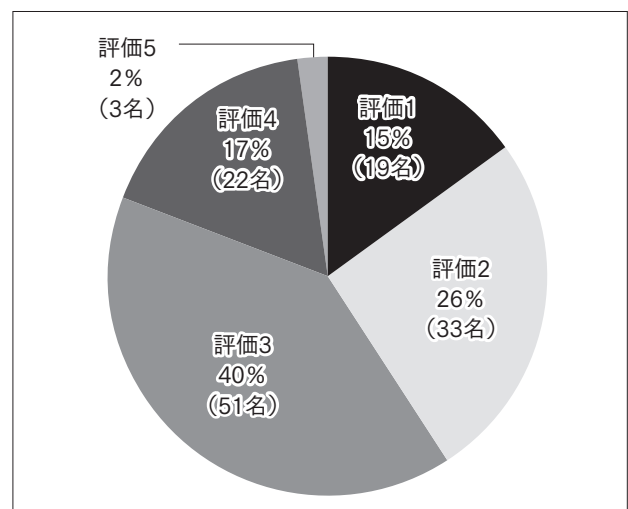


図 学習の到達度

表2. 学習到達度の評価のためのルーブリック

	回答しているか	読める字で記述しているか	憲法と国の関係について記述があるか	関心・意欲に関する記述があるか	前時までの学習内容に関する記述があるか
評価5	○	○	憲法と国の関係について、学習者が考えたことを記述している。	憲法に関心を持つ記述や投票などの具体的な社会参画に対する意欲的な記述をしている。 例) 将来、選挙に行くときはよく考えて投票したい。	前時までの学習内容に関する記述をしている。 例) 3時間目の模擬投票は貴重な体験となった。
評価4	○	○	憲法と国の関係について、学習者が考えたことを記述している。 例) 憲法によって国の在り方は変わるため、憲法は大切なものだと感じた。	憲法に関心を持つ記述をしている。 例) 憲法について、これからも学んでいきたい。	×
評価3	○	○	憲法と国の関係について記述している。 例) 憲法によって国がつけられている。	×	×
評価2	○	○	憲法と国の関係についての記述が不十分である。 例) 憲法は大切である。	×	×
評価1	回答がない、もしくは授業内容を全く踏まえていない。	読むことができないような雑な字で記述している。	×	×	×

また、授業を受けた子ども128人の学習の到達度を以下のような評価規準(表2)を設定し、5つに分類した。この表において、評価規準の左列が最も重要となっており、学習者の解答は左から見ていく。例えば「回答しているか」という評価規準が評価基準1の場合は、評価1以上にはなりえないため、他の評価規準を確認する必要はない。評価2以上に当てはまれば、右隣の評価規準を確認し、評価2以上でどこに当てはまるかを検討する。同様に右隣の評価規準を確認していく。

② 到達度ごとにおける評価の例

評価5：憲法と国の関係について考え、関心・意欲を持ち、前時までの内容を踏まえた記述が出来る。

憲法は国が成り立つと密接に関わっていることを実感した。今の日本があるのは日本国憲法のおかげだと思うので、みんなに変えてしまえばいけないものだと感じた。でも、日本には7つの兄弟が具体的に記述があり、安心して考えられる。日本国民がよりよい生活をするために憲法はとても大切だと思うけれど、良い点も悪い点も、不十分だと思う。それ、同じく模擬投票をした、興味深かった。選挙権も、たまたま、投票、不十分だ。

図 評価5²⁾の回答例

憲法と国の関係について理解した上で、単元全体を通して憲法について自ら考えた事や、投票などへの意欲等を述べている。

評価4：憲法と国の関係について考え、関心・意欲を持つ

た記述が出来る。

この授業を通して、国をつくるのには憲法が大事であることがわかった。私、憲法で国を作りたいのと同時に私たちが、よくその国で(つかり)考えていきたいです。

図 評価4³⁾の回答例

憲法と国の関係について理解した上で、憲法について関心を持つ記述は述べているが、前時までの学習内容に関する記述を欠いている。

評価3：憲法と国の関係について記述している。

憲法によって、国は大きく変わっていき、私たちの生活も変わっていく。

図 評価3⁴⁾の回答例

憲法についての関心・意欲を示す記述や前時までの学習についての記述を欠いている。

評価2：憲法と国の関係についての記述が不十分である。

評価1：解答できていないか、読めるような字で書けていない。

③ 到達度の分析についての考察

設問に対する解答から到達度を分析した結果、憲法と国の関係について理解していると考えられる生徒の割合は、約8割であった。よって、本授業実践が目指す知識・概念であった憲法について、概ね理解しているといえる。また、憲法と国の関係について理解した上で、投票などの社会参画に対する関心・意欲を示す生徒も見られた。

一方、授業に対する感想にとどまっている回答があったことから、本授業実践で目指す知識・概念である憲法の認識が不十分だった生徒もいた。

総じて、本授業実践の目標は達成できたといえる。

(長尾 亮太, 平野 裕大, 松尾 達也)

IV. 本研究の成果と課題

本研究では、主権者としての態度の育成につながる外部機関との連携の在り方について、授業開発・実践を通して考えてきた。本研究の成果は以下の3点である。

まず1点目は、選挙管理委員会と協力し、社会科の授業における選択判断の場面をより具体的・実践的な投票の体験として生徒に行わせることができた点である。模擬投票については、明るい選挙推進協会等が作成している優れた教材があるが、その時間限りの想定であり、外部機関ということもあり、通常行われる教科の学習と関連付けが難しいという問題があった。今回は、選挙管理委員会と附属中学校を大学が連携の調整役になることにより、可能とした。今後の外部機関との連携を考える上での1つの成功例と考えることができよう。

次に2点目は、選択判断の必然性を架空の国の討論会という形で具体化した点である。具体的な事例を数値や文字だけで示すのではなく、候補者という形で、視覚化・具現化することにより、投票への実感をより持ちやすくすることができた。

そして3点目は、模擬投票の体験を憲法の構造についての理解につなげた点である。教材及び学習活動の構造化により、単元全体に一貫性のある授業実践を行うことができた。

本研究の課題としては、憲法についての通常の授業との関連が十分に説明されていない点である。今回は、総括単元としての位置づけであり、基本的人権などについては学習している前提で行ったが、その習得状況についての診断的評価が十分に行えていない。その意味で、調べ学習等で補ったものの、評価2に位置づくような直感的な判断となった生徒が出てきていた。生徒の実態の把握が不十分であったことが問題であったといえる。

以上の成果、課題を踏まえ、よりよい授業開発・実践を行っていきたい。

(井上 奈穂)

◎謝辞

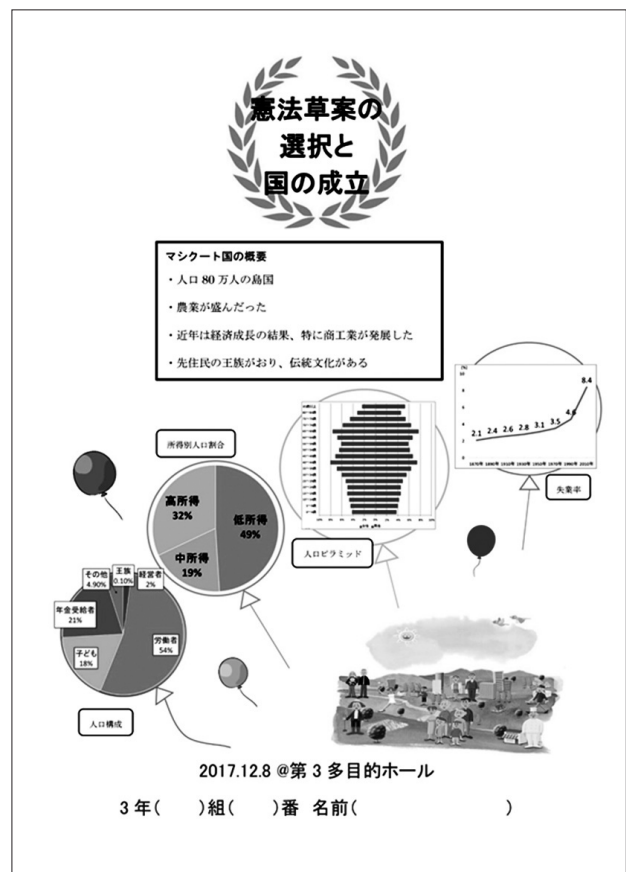
本授業の開発・実践にあたり、鳴門教育大学附属中学校校長の野々村拓也先生には大変お世話になりました。また、同中学校の高崎英和先生に、ご指導・ご助言を頂きました。授業において徳島県選挙管理委員会の方には模擬投票でご協力頂きました。教材作成には、社会系コースの奥野甲次さんにご協力頂きました。ありがとうございました。

◎追記

本稿の内容は筆者一同の共同作業の成果であるが、本稿に記した報告の最終的な文責は井上にある。

(井上 奈穂)

付録1 マシクート国の資料



付録2 憲法草案の資料

【立憲王政党】			
主権	人権保障	統治機構	政府の役割
わが国の主権は、伝統ある国王が有する。国王は国の元首として、憲法に従って政治を行う。国王は国民を守る義務を負う。	国民は、すべての基本的人権を国王によって保障される。国民は安定した生活を送る代わりには義務を負う。	選挙に基づく二院制議会を組織する。選挙権は16歳以上の義務を果たした国民が有する。	わが国の政府は国王を補佐し、政治を実行する。政府は、積極的に国民生活全般の問題に介入・支援して解決する。

憲法草案・政見放送の解説
 ・国王・・・独立運動を指導した優れた人格者
 ・国民の義務・・・国王に敬意を示すことで、国王の生誕祭などに参加すること
 ・16歳以上に選挙権を与える理由・・・若者の意見を国に反映させるため

【立憲自由党】			
主権	人権保障	統治機構	政府の役割
わが国の主権は、直接税を納めた納税者が有する。	国民はすべて個人として尊重される。国民の精神活動の自由、経済活動の自由は最大限尊重される。	選挙に基づく一院制議会を組織する。選挙権は年齢を問わず納税の義務を果たした国民が有する。	わが国は小さな政府を志向し、警察・消防・国防など、国民の生命を保障する行政のみを行う。効率的な行政を目指し、国民の税負担を最小限にする。

憲法草案・政見放送の解説
 ・一院制議会・・・政治的な決定を素早く行うことができる
 ・納税の義務・・・所得税・固定資産税を納めることであり、消費税ではない
 ・小さな政府・・・政府の仕事は最小限にし、国の使うお金を減らす
 ・税金の使い方・・・国民から集めた税金は、国民全体が恩恵を受けるべきであり、特定の人を対象にしたサービスをすべきではない

【労働党】			
主権	人権保障	統治機構	政府の役割
わが国の主権は、労働者が有する。労働者とは、労働し国に所得税を納めているものとする。	わが国では男女同権を宣言し、失業や格差がなく、社会保障を充実させ、国民に平等の生活を保障する。国民には、労働の義務を課す。	わが国は選挙で、全議員の過半数を労働者から選出する。選挙権は労働者も持つ。一院制議会を組織し、全国民の代表からなる政党が、国の政策を執り行う。	わが国は中央計画政府である。計画経済によって、数年ごとに計画を修正する。物の値段や労働者の賃金を政府が決定する。

憲法草案・政見放送の解説
 ・労働者の義務・・・全て国民に（働くことができるのに働かない人を含む）働いてもらう
 ・全議員の過半数が労働者・・・労働者の意見を政治に反映できる
 ・計画経済・・・失業者や格差をなくすることができる
 ・労働者の賃金・・・所得格差をなくするために、賃金を一律にする

【国民共生党】			
主権	人権保障	統治機構	政府の役割
わが国の主権は、すべて国民が有し、国家の政治の在り方を最終的に決定するのは国民である。	わが国の国民は性別・門地・財産などに関わらず、健康で文化的に最低限度な生活が保障される。	選挙に基づく三院制議会を組織する。選挙権は18歳以上のすべての国民に与えられる。	わが国は大きな政府を志向し、医療・福祉・教育など幅広く支援を行う。また、高い水準の福祉を維持するため、相応の税率を課す。

憲法草案・政見放送の解説
 ・三院制議会・・・議論を慎重にし、社会的な弱者の意見も政治に反映することができる
 ・サービス（支援）・・・大学までの教育費の無償化、未成年や高齢者の医療費の無償化
 ・相応の税率・・・消費税25%（生活必需品は12%）
 ・累進課税制度・・・高所得者に高税率をかけ、社会的な弱者に配分する

付録3 第4次ワークシート

憲法草案の選択と国の成立
 -4時間目ワークシート-
 3年()組()番 名前()

めあて：
 憲法と国の関係性について考えよう。

Q1. 憲法草案の問題点を指摘しよう。

(1) 問題が生じる可能性がある箇所を書き出し、起こりうる問題を指摘しよう。	問題のある箇所	起こりうる問題
三院制議会の組織		・時間がかかる ・意見がまとまらない ・1人1人の税金がかかる
相応の税率		・累進課税制度は高所得者の働く意欲が低下し、消費税よりも所得税の負担が大きくなる

Q2. 日本国憲法と(フランス)の憲法を比較してみよう!

権利	日本国憲法	(フランス)の憲法
生存権	すべて国民	子ども、母親、高齢が労働者労働できない人、個人、家族、孤児の人
教育を受ける権利	子女(義務教育) 中学校まで	子どもおよび成人 (ほとんどの段階) 大学まで

比較して分かったこと
 フランスの方が具体的に対象範囲が広い。

Q3. 大日本帝国憲法と日本国憲法を比較しよう!

①(御前)会議の様子 ②(被差別動向)の様子



○このようになる根拠はどの条文にあるだろうか?
 大日本帝国憲法の(第1)条 日本国憲法の(第1)条

③(治罪維持法)による逮捕の様子 ④(デモ)の様子



○どうして、こんなことができるのだろうか?
 大日本帝国憲法の(第29)条 日本国憲法の(第19,21)条

Q4. なぜ同じ国なのに状況が違うのだろうか?

国の基礎となる憲法が違うから。

本授業のまとめ

憲法は国の構造を決定するものである。

4時間の授業を通して、憲法と国の関係について考えたことを書こう。

憲法が異なることにより、国のあり方も大きく変わることになった。だからこそ、憲法改正の国民投票には慎重に考える必要があるのと思った。

脚 注

- 1) 執筆者らが協力し、脚本の作成、演出を行った。なお、登場人物はいずれも憲法草案の理念を捉えやすくするために設定した架空の人物である。
- 2) 評価5の生徒の記述(例)

憲法は、国のありかたと密接に関わっていることを実感した。今の日本があるのも日本国憲法によるものだと思うので、かんたんに変えてしまてはいけないものだと感じた。でも、日本よりもフランスの方が具体的な記述があり、安心してくらしそうと思った。日本国民がよりよい生活をするために憲法はとても大切だと思うけれど、良い点、悪い点あり、むずかしいなと思う。また、はじめて模擬投票をした。興味深かった。選挙権をもったら責任をもって考え、投票したいと思った。
- 3) 評価4の生徒の記述(例)

この授業を通して、国を作るのにいかに憲法が大事であるかということが分かった。また、憲法は国を作るものであると同時に私たちを守ってくれるものなのでしっかりと考えていきたいです。
- 4) 評価3の生徒の記述(例)

憲法によって国は大きく変わったり、異なったりするものだなと思いました。

な暮らしを目指して」の場合」鳴門教育大学授業実践研究(16), pp.57 - 64, 2017.

原伸気ほか「小学校社会科の地域学習における副読本の開発：徳島県における塩業の変遷に着目して」鳴門教育大学授業実践研究(17), pp.57 - 67, 2018.

中央教育審議会答申「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について」, (http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/_icsFiles/afieldfile/2017/01/10/1380902_0.pdf) (2019. 1. 24 確認)。

文部科学省『中学校学習指導要領解説 社会編』東洋館出版社, 2017.

引用・参考文献

- 井上奈穂ほか「小学校社会科における習得・活用型授業の構想と展開－単元「住民の政治参加」の場合－」鳴門教育大学授業実践研究(11), pp.59 - 65, 2012.
- 井上奈穂ほか「『情報化した社会』に関する概念の習得・活用を目指す授業の構想と開発－小学校5学年「くらしを支える情報」の実践－」鳴門教育大学授業実践研究(12), pp.75 - 84, 2013.
- 井上奈穂ほか「小学校社会科における体験型授業の構想と展開－小学校5学年「自動車産業について考えよう」の場合－」鳴門教育大学授業実践研究(13), pp.81 - 90, 2014.
- 井上奈穂ほか「小学校社会科における概念探究型授業の構想と展開－単元「これからの食料生産－どうする！？回転ずし－」の場合－」鳴門教育大学授業実践研究(14), pp.79 - 86, 2015.
- 益井翔平ほか「概念の習得・活用を目指す小学校社会科授業－小学校第6学年「憲法とわたしたちの暮らし」の場合－」鳴門教育大学授業実践研究(15), pp.65 - 73, 2016.
- 小川雄大ほか「小学校社会科における視聴覚教材を活用した授業の構想と展開：小学校第6学年「平和で豊か